

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一」三 略」</p> <p>四 信用リスク（第六号に規定するもの及び第七号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ」ハ 略」</p> <p>ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>「(1)」(3) 略」</p> <p>(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオの区分に分類する場合の基準</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一」三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ」ハ 同上」</p> <p>ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>「(1)」(3) 同上」</p> <p>「加える。」</p>

- (i) ソブリン向けエクスポージャー
 - (ii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iii) 株式等エクスポージャー
 - (iv) 購入債権
 - (v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）
 - (vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー
 - (vii) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (ix) その他リテール向けエクスポージャー
 - (x) 特定貸付債権
 - (xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

〔表略〕

〔五〇九 略〕

十 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている連結自己資本規制比率告示第四十三条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

〔十一〇十三 略〕

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

〔同上〕

〔五〇九 同上〕

十 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている出資（連結自己資本規制比率告示第四十三条に規定する出資をいう。）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

〔十一〇十三 同上〕

「4」8 略」

(中間事業年度の記載事項)

第四条 最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における自己資本の充実の状況等を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項を記載するものとする。

2 「略」

3 前条第三項(第一号、第四号ニ(4)及び第十二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十二号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4」6 略」

「4」8 同上」

(中間事業年度の記載事項)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項(第一号及び第十二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第十二号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4」6 同上」